

A.慶弔事の発生以降、下記の起算日を起点として
1年後までを申請受付期間とします



慶弔金の種類は？	提出する届は？	申請期間の起算日
弔慰金	訃報届	亡くなった日または弔行事後の出勤日
結婚祝金	結婚届	結婚（入籍または挙式日等）後の出勤日
出産祝金	出産届	出産後の出勤日（ただし、出産後、産休・育休と長期にわたる休みを取得した場合は、復職後の出勤日とする）
退職餞別金	退職届	退職日
退会餞別金	退会届	昇格日
医療共済給付金 （傷病見舞金）	傷病届	復職日
災害見舞金	被災状況申告書	被災後の職場復帰日



自己申請が基本なので忘れず申請しましょう。また、周囲で該当する人がいたら
ちゃんと申請できたか、お互いに声を掛けフォローしあうことも心がけましょう！